

岩手県告示第 720 号

県勢功労者顕彰規則（昭和 55 年岩手県規則第 8 号）第 2 条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の規範となるものを、平成 18 年 5 月 29 日次のとおり顕彰した。

平成 18 年 6 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

氏 名	住 所	功 勞
岩崎 康彌	岩手県盛岡市愛宕町 16 番 4 号	選挙の適正な管理執行等に努め本県における公明で適正な選挙の実施に尽力するとともに、県政各般の諸施策の推進に貢献された。